

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 3月30日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第28号

鳥取県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県環境影響評価条例施行規則（平成11年鳥取県規則第37号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(方法書の送付)</p> <p>第4条 条例第6条の規定による方法書及び要約書（以下「方法書等」という。）の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する方法書等の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書等の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書等の部数を変更することができる。</p> <p>(方法書についての公告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書等を縦覧する旨を周知するものとする。</p> <p>(方法書の縦覧及び公表)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による方法書等の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>2 条例第7条の規定による方法書等の公表は、次に掲げる方法のうち、適切な方法により行うものとする。</p> <p>(1) 事業者のウェブサイトへの掲載</p> <p>(2) 県のウェブサイトへの掲載</p> <p>(3) 条例第6条に規定する地域を区域とする市町村のウェブサイトへの掲載</p>	<p>(方法書の送付)</p> <p>第4条 条例第6条の規定による方法書の送付は、環境影響評価方法書送付書（様式第1号）により行うものとする。</p> <p>2 事業者が条例第6条の規定により知事に送付する方法書の部数は50部とし、同条に規定する市町村長に送付する方法書の部数は5部とする。ただし、知事又は当該市町村長は、必要があると認めるときは、送付を受ける方法書の部数を変更することができる。</p> <p>(方法書についての公告)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 条例第7条の規定による公告は、鳥取県公報に掲載して行うものとする。この場合において、事業者は、条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により、方法書を縦覧する旨を周知するものとする</p> <p>(方法書の縦覧)</p> <p>第6条 条例第7条の規定による方法書の縦覧は、次に掲げる場所のうち、縦覧する者が参集しやすい場所で行うものとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p>

(方法書説明会の開催)

第6条の2 条例第7条の2第1項の規定により開催する方法書説明会は、参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、条例第6条に規定する地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、当該地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに方法書説明会を開催することができる。

(方法書説明会の開催の通知)

第6条の3 条例第7条の2第2項の規定による通知は、説明会開催通知書（様式第4号）により行うものとする。

(方法書説明会の開催についての公告)

第6条の4 条例第7条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域
- (4) 条例第6条に規定する地域
- (5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) その他参考となる事項

2 第5条第2項の規定は、条例第7条の2第2項の規定による公告について準用する。

(責めに帰することができない事由等)

第6条の5 条例第7条の2第4項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 事業者は、条例第7条の2第4項の規定により方法書説明会を開催することができない場合には、要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供することにより方法書の記載事項を周知させるよう努めなければならない。

3 前項の規定による公告は、鳥取県公報への掲載及び条例第6条に規定する地域を区域とする市町村の

広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(準備書の縦覧及び公表)

第12条 第6条の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催)

第13条 条例第16条第1項の規定により開催する準備書説明会は、参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、関係地域を2以上の区域に区分して当該区域ごとに準備書説明会を開催することができる。

(準備書説明会の開催について公告)

第15条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 準備書説明会の開催を予定する日時及び場所

(6) 略

2 略

(責めに帰することができない事由等)

第16条 条例第16条第4項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により準備書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により準備書説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第16条第4項の規定による準備書の記載事項の周知は、要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供することにより行うものとする。

3 前項の規定による公告は、鳥取県公報への掲載及

(準備書の縦覧)

第12条 第6条の規定は、条例第15条の規定による準備書及び要約書の縦覧について準用する。この場合において、第6条第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(説明会の開催)

第13条 条例第16条第1項の規定により開催する説明会は、説明会に参加する者が参集しやすい日時及び場所で行うものとする。この場合において、関係地域に2以上の市町村の区域が含まれることその他の理由により事業者が必要と認めるときは、関係地域を2以上の区域に区分して説明会を開催することができる。

(説明会の開催についての公告)

第15条 条例第16条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

(1)～(4) 略

(5) 説明会の開催を予定する日時及び場所

(6) 略

2 略

(説明会を開催しない場合)

第16条 条例第16条第3項の規則で定める事由は、次に掲げるとおりとする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により説明会の開催が故意に阻害されることによって説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

2 条例第16条第3項の規定による準備書の記載事項の周知は、次のいずれかの方法により行うものとする。

(1) 要約書を提供する旨並びに提供する日時及び場所を公告するとともに、求めに応じて要約書を提供すること。

(2) 要約書の記載事項を公告すること。

3 前項第1号又は第2号の規定による公告は、鳥取

び関係地域を区域とする市町村の広報紙への掲載、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載その他の方法により行うものとする。

(評価書の縦覧及び公表)

第27条 第6条の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧及び公表について準用する。この場合において、第6条第1項第3号及び第2項第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 略

2 略

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第5条第2項、第6条第1項第1号及び第4号並びに第2項第1号並びに第6条の2	事業者	都市計画決定権者
第6条の4第1項第1号	事業者	都市計画決定権者の名称並びに事業者
第6条の5第1項第2号及び第2項並びに第9条第2項	事業者	都市計画決定権者
略		

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の

県公報に掲載して行うものとする。

(評価書の縦覧)

第27条 第6条の規定は、条例第25条の規定による評価書等の縦覧について準用する。この場合において、第6条第3号中「条例第6条に規定する地域」とあるのは、「関係地域」と読み替えるものとする。

(都市計画に定められる対象事業等の特例)

第38条 略

2 略

3 第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第4条から第33条までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

略		
第5条第2項、第6条及び第9条第2項	事業者	都市計画決定権者
略		

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の

氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書及びこれを要約した書類を送付します。

略

備考 略

様式第4号(第6条の3、第14条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

説明会開催通知書

鳥取県環境影響評価条例第7条の2第1項(第16条第1項)の規定により説明会を開催しますので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

説明会の名称	方法書説明会(準備書説明会)
対象事業の名称	
条例第6条に規定する地域(関係地域)	
略	

備考 略

氏名及び主たる事務所の所在地)

環境影響評価方法書送付書

鳥取県環境影響評価条例第6条の規定により、別添のとおり環境影響評価方法書を送付します。

略

備考 略

様式第4号(第14条関係)

年 月 日

職 氏 名 様

住 所

氏 名

印

(法人にあってはその名称、代表者の  
氏名及び主たる事務所の所在地)

説明会開催通知書

鳥取県環境影響評価条例第16条第1項の規定により説明会を開催しますので、同条第2項の規定により、次のとおり通知します。

対象事業の名称	
関係地域	
略	

備考 略

備考 改正部分は、下線の部分及び太線で囲まれた部分である。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。